



秋厚労ニュース

NO1757号
2017年4月13日
秋田県厚生連労働組合
秋田市山王5-4-2
TEL 018(864)3341
FAX 018(864)3349

出勤簿には事実を

経営側から 文書回答

宿直時の出勤簿に「17時に退勤したかのような虚偽の記載」をさせていた病院が複数あることが判明し、秋厚労は経営者に文書で確認を求めました。これに対する文書回答によって「出勤簿は事実どおりに書く」旨の原則がさらに確固たるものになりました。

秋厚総人発第367号
平成29年3月23日

秋田県厚生連労働組合
中央執行委員長 中村悟様

秋田県厚生農業協同組合連合会
代表理事理事長 佐藤秋弘

当直時の出勤簿の書き方について(回答)

秋田県厚生連労働組合より依頼された2017年2月15日付秋厚労発第119号文書「当直時の出勤簿の書き方に関する確認」について、下記のとおり回答致します。

【確認内容】 記

1. 出勤簿の出退勤時刻記入方法の原則は「事実どおりに書くこと」である。
2. 日勤から当直に入る場合は、その日の退勤時刻欄、および翌日の出勤時刻欄は空欄とし、備考欄に「当直」と記入。翌日の退勤時刻欄に、実際に退勤した時刻を記入する。

【回答】

上記1については、これまでも指導を行ってきた内容であり、相違はない。
上記2については、日勤から宿直に入る場合、宿直当日の退勤時刻欄および翌日の出勤時刻欄は空欄とし、退勤時刻に宿直明けの時間を記載する。宿直当日の備考欄には宿直、翌日の備考欄には宿直明けと記載する。

【留意点】

上記の回答は、本件事例に限り、他に波及させるものではない。

働いているのに退勤したかのような虚偽記載

秋厚労が「労働時間の管理」に関する要求を出し始めたのは2003年。横手労働基準監督署の指導により、平鹿総合病院で「出退勤カード」の記入が義務付けられたのが2007年。そして、現在のように、全病院で出勤簿に出退勤時刻を書くようになったのは2011年6月1日からです。その後約6年が経過した昨年秋、日勤から宿直に入る

宿直時出勤簿は空欄

る日の退勤時刻欄に「17時に退勤したかのような虚偽の記載」をさせていた病院が複数あることが判明しました。

そこで、昨年11月22日に行われた秋闘団体交渉で経営者に問い直し、**「宿直時も出勤簿は事実どおりに書く」旨を確認。**経営者は病院に対して是正

指導すると約束しました。

しかし、改善されなかったため、秋厚労は2月15日、経営者に文書で確認。3月23日に届いた回答では、「日勤から宿直に入る場合、宿直当日の退勤時刻欄および翌日の出勤時刻欄は空欄とし、退勤時刻に宿直明けの時間を記載する。宿直当日の備考欄には宿直、翌日の

ガイドライン厳守を言明

折しも、「電通」の長時間労働の実態が暴露され、今年1月、厚生労働省は「労働時間の把握に関するガイドライン」を発表したばかり。これに関連した秋厚労の要求に対して、経営者は「ガイドラインを守り、より適正に労働時間を管理する」「病院の関係者にもガイドラインをかみくだいて説明する」(3/9春闘団体交渉)と答えています。

点になっていきます。

ウソは病院の損

出勤簿に「虚偽の記載」をさせているような病院は、今の日本では「ブラック」と見なされます。どんなに隠そうとしても、その「ウソ」は地域や学生にも伝わり、働き手が集まりません。また、「ウソをつきながら働くこと」は大きなストレスとなり、離職が増えます。

経営者自身が「今回のガイドラインの根っこは出勤時刻の管理」だと述べているように、秋田県厚生連にあてはめて考えれば、「出勤簿の書き方」が大きな焦点



写真は本文とは関係ありません